

第3回

出展者募集のご案内

# JAPAN SHOP 大阪 2025

2025年7月10日[木]—11日[金] 10:00~16:30

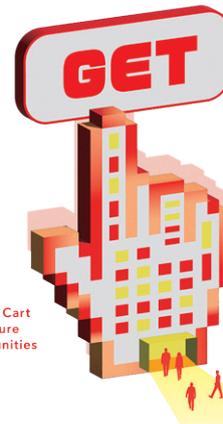
会場：インテックス大阪

主催：日本経済新聞社、テレビ大阪

1小間(9㎡) = 385,000円(税込み) 展示規模：40社・団体、60小間(見込み)

※同時開催のフランチャイズ・ショー大阪、リテールテック大阪、SECURITY SHOW 大阪、  
建築・建材展大阪との合計：400社・団体、630小間(見込み)

来場見込み：17,000人(見込み、同時開催展含む) 入場無料(事前登録制)



チャンスをつかむ  
ミライをつかむ

出展申込締め切り 2025年3月31日[月]

## 進化する街と店—空間デザイン最前線—JAPAN SHOP 大阪開催!

国内最大級の店舗総合見本市「JAPAN SHOP」は、第3回目となる「JAPAN SHOP 大阪」をインテックス大阪で開催いたします。大型国際イベントの開催や、インバウンド需要の回復も見込まれ、観光業や地域がさらに活気づくチャンスとして期待される関西エリアにて、魅力ある店と街を彩る、商空間デザイン・ディスプレイ、サイン、販促ツール、店舗設備・機器まで、顧客に対応した最新製品やサービスを紹介します。皆様のご出展をお待ちしております。



写真はJAPAN SHOP 大阪 2024より

### 出展カテゴリー ※会場でのゾーン配置は行いません。

商空間デザイン・ディスプレイ	店舗用内外装材	デザイン建材、サステナブル建材
伝統工芸技術・素材	店舗什器・設備	空調・換気設備機器
インテリア素材・製品	エクステリア、ガーデン、緑化システム	サイン・看板・グラフィックス
照明器具・システム	空間演出サービス・AV機器	店頭販促・イベントプロモーション
キッチン設備・機器	感染症防止対策製品	清掃、調理、運搬ロボット、自販機等

ほか

### 来場者層

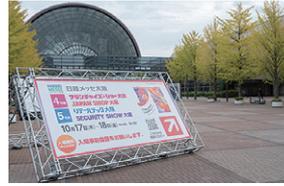
- 流通・小売業のマネジメント層 ●店舗ディスプレイ・設備担当 ●建築・設計・デザイン ●商社
- ディベロッパー・住宅メーカー ●広告・印刷業 ●宿泊、外食施設 ●官公庁、自治体 ほか

### 企画展示(予定)

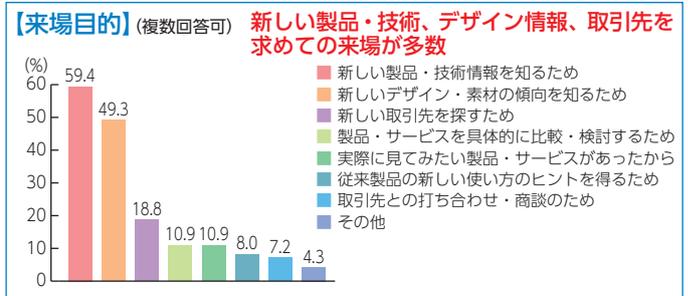
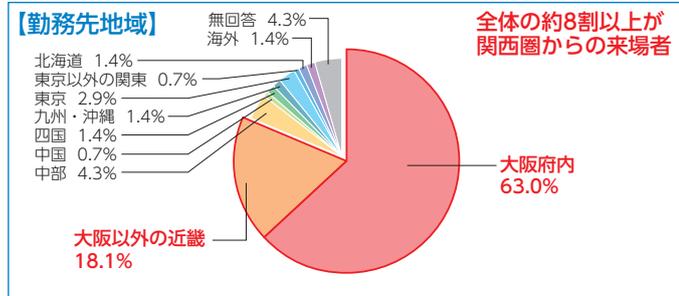
「賑わう、人がつながるスペースデザイン」「ジャパン・ラグジュアリークラフト&アーツ」など新しい空間デザインに関する企画展示ゾーンも予定しています。

# JAPAN SHOP 大阪 2024 開催報告 ●来場者数：9,809名(2日間合計、同時開催展含む)

関西圏からの来場者が多数。  
新製品情報、取引先開拓などを求める  
新たな顧客に出会えるチャンス！

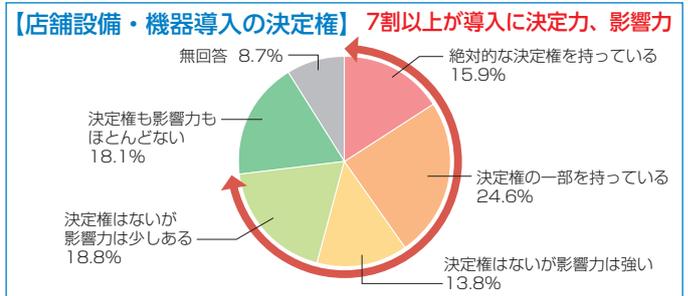


## 来場者アンケート結果 (JAPAN SHOP 大阪 2024 報告書より)



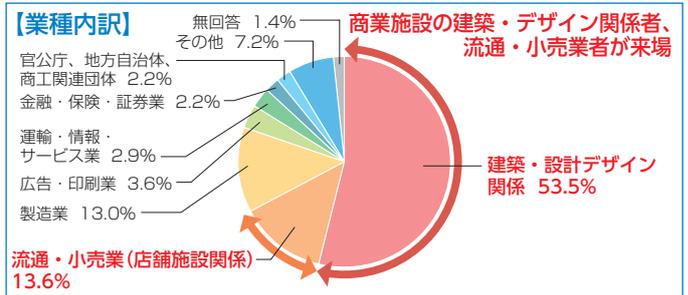
### 出展者一覧 (社名 / 50音順)

OUTSENSE	ドリームマスター
岩谷マテリアル	日本写真印刷コミュニケーションズ
インターコスモス	光商事
SSLIGHT JAPAN	福田造園土木
雄山	双葉コーポレーション
グリーンフィールド	MARUKI HARDWARE CORPORATION
ザンズ	ユニティ
SUPER PENGUIN	萊麗 (ライレイ)
セラタ	企画展示
大洋工芸	大阪デザイン団体連合 USD-O
谷川木工芸	空間デザイン機構
帝金	日本空間デザイン協会
テス・ライティング	日本商環境デザイン協会
店研創意	日本サインデザイン協会
東亜コルク	日本ディスプレイ業団体連合会
常磐精工	



●アンケートなどの詳細な資料は下記から  
開催報告書をご覧ください。

[https://messe.nikkei.co.jp/2024/report\\_JA2024.pdf](https://messe.nikkei.co.jp/2024/report_JA2024.pdf)



東京展、大阪展両方の出展は出展料の割引設定をいたします。

## 出展料金・小間仕様など

### 出展料金

1小間 = 385,000円 (税込み)

東京 (2025年3月)・大阪両展に出展 = 1小間363,000円 (税込み) に割引

1小間：9㎡ = 幅3m × 奥行3m × 高さ2.7m

※共同出展する場合は社数以上の小間数で出展する必要があります。

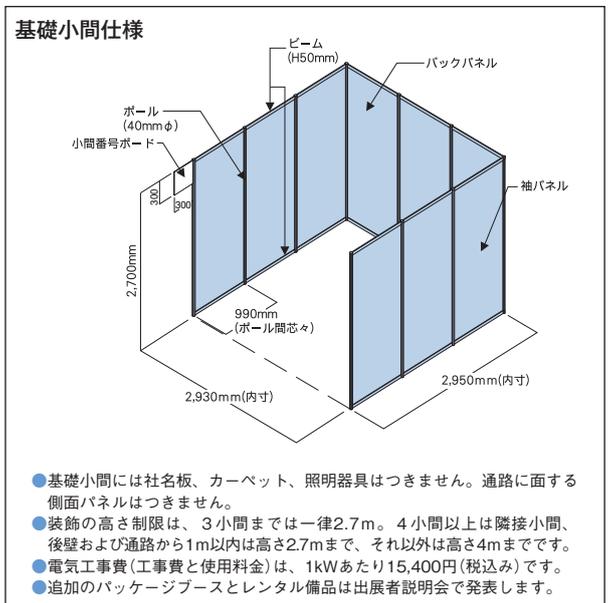
※高さ制限については右記の基礎小間仕様をご参照ください。

### 小間位置の決定

会場全体の基本構成とレイアウトは、出展者数、展示小間数などを考慮して主催者が作成します。各社の小間位置は2025年5月14日(水)に実施予定の出展者説明会で行われる「小間位置抽選会」で決定します。同じ申し込み小間数の出展者が複数ある場合、抽選で小間位置選択の優先順位を決定します。

※お申し込み小間数は、共同出展も含め、1・2・3・4・6・8・9・12・15・16・18・20・24・25小間のいずれかといたします。4小間でご出展の場合は単列(1×4)、複列(2×2)のいずれかの小間形状をお選びください。

※最終的な小間位置や小間形状については、展示会場全体の最適な配置や法令を遵守するために主催者が調整します。



## 来場者証QRコード読み取りサービス

### 名刺のデータ化が不要！ブース訪問者の情報をデータで提供します

ブースに来訪した来場者の登録情報を提供するサービスです。専用端末で来場者証にあるQRコードを読み取ることで、最速来場日当日からデータ取得が可能です。ブース来訪者から名刺を受け取り、データ化するまでの作業が不要になります。詳細は、5月14日(水)に実施予定の出展者説明会でご案内します。

#### 利用料金(税込み)

**110,000円** \*別途、読み取り専用端末費用<1台44,000円(予定)>とデータ提供費用<1件77円(予定)>がかかります。

#### ■取得できる来場者データ(一部予定の内容を含む)

##### ●取得可能な項目(CSV形式)

お名前、会社名、部署名、役職名、住所、電話番号、メールアドレス、アンケート項目(業種、所属部署、役職、企業規模)

※会社名、部署名、役職名は登録時の必須項目ではありません。また、各項目は来場者が入力あるいは提示した内容のまま提供しますので、必須項目でも含まれていない場合があります。

※対象者が未成年の方や海外の方の場合、または登録時に海外にお住まいの場合、データを提供しませんので、予めご了承ください。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## 出展お申し込みにあたってのご留意事項

- 予定小間数に達した時点で出展申込受付を締め切ります。
- 出展者説明会は、オンラインで2025年5月14日(水)に実施予定です。詳細は後日ご案内いたします。
- 感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止や会期短縮を主催者が判断した場合、出展料金を返金します。詳しくは出展規約3-3を参照ください。

## 出展申し込み方法

出展申し込みはウェブサイトから  
お手続きください。

<https://messe.nikkei.co.jp/ja/>



### STEP 1



ウェブサイト内の出展申し込みページにアクセスし、「出展規約」に同意のうえ、案内に従って出展内容を入力してください。本展(JAPAN SHOP 大阪)のお申し込みには、東京展に出展の際にご利用の出展者ID(JSではじまるID番号)をそのままご利用いただけます。お手数ですが改めて新規で出展申し込みをお願いします。

申込後に、JAではじまる大阪展専用の出展者IDを発行いたします。

※広告代理店を通してのお申し込みは、主催者が認めた広告代理店に限らせていただきます(ご不明の場合は主催者にお問い合わせください)。  
※出展者マイページのパスワードが分からなくなった場合は、ログイン画面で再発行することが可能です。出展者IDが分からなくなった場合は、主催者まで電子メールでお問い合わせください。

### STEP 2



出展内容を主催者が確認した後、出展担当者様宛に電子メールでご連絡します。このときに出展者IDをお知らせします。電子メールの案内に従って「出展者マイページ」にログインし、STEP1で入力した内容が印字された出展申込書PDFをプリントアウトしてください。

※出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、申し込み受付を保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

### STEP 3



#### 申し込み締切日：2025年3月31日(月)

プリントアウトした出展申込書PDFに、代表者印(または社印)を押印のうえ、以下の方法でご提出ください。

- ① 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードする。
- ② ①が難しい場合は、出展申込書の原本を主催者まで郵送する。

※出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取り手元に保管してください。

### STEP 4



主催者から出展申込書を受理した旨を電子メール(出展申し込み受理メール)でお知らせします。このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を発送します。

### STEP 5



#### 出展小間料の振り込み 入金締切日：2025年4月30日(水)

振込手数料は出展者様にてご負担ください。期日までに出展者または広告代理店からの入金を確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。

出展お問い合わせ先(主催者)

日本経済新聞社 イベント・企画ユニット 事業部「JAPAN SHOP」担当  
Tel. 03-6256-7355 eメール：japanshop@shopbiz.jp

# JAPAN SHOP 大阪 2025 出展規約

## [1. 規約の履行]

出展者(共同出展者を含みます、以下同じ)は「日経メッセ 街づくり・店づくり総合展」[2025年開催の各展示会(JAPAN SHOP「建築・建材展」「ライティング・フェア」「リテールテックJAPAN」][SECURITY SHOW][ビルメン CONNECT][Good家電 Expo][フランチャイス・ショー][フランチャイス・ショー大阪][リテールテック大阪][JAPAN SHOP 大阪][SECURITY SHOW 大阪][建築・建材展大阪]ほか特別企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します)に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」(出展要項)、出展者説明会にて配布する「出展細則」、提出書類、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これを以下「本展規約等」と総称します)を遵守しなくてはなりません。出展にあたって、本展規約等とは別のいかなる契約書や覚書等も締結することはできません。また、出展者は、その役員・従業員、株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他の本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます。)(以下これらの者を「出展関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本展規約等を遵守させるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申込の不受理、受理した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービス等の提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠等は公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約[4. 出展キャンセル]に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合は、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更・中止等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

## [2. 出展にあたっての諸注意]

2-1 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体等に限定します。主催者が、主催者が独自の裁量に定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービス等が出展に適さないと判断した場合(下記事例を含みますが、これらに限られません)には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。  
◀出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものを断りをする事例▶  
[出展申込書その他の提出書類に記載事項に不備や虚偽の申請等があった場合]  
[出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合]  
[出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権等)を侵害していることと判断される場合]  
[他の出展者や来場者等から苦情が予想される場合]  
[出展者から法的整理手続での申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合]  
[出展者が「10. 反社会的勢力の排除」に定める反社会的勢力であることが判明した場合]  
その他、出展が不適当と主催者が判断する場合]  
2-2 本展示会の会場内で、代金決済を伴う物品の販売やサービスの提供(以下併せて「即売行為」といいます)を行うことは、主催者が事前に認めたものを除きお断りします。  
2-3 共同出展の場合は、共同出展に含まれる1出展者につき1小間以上で申し込むものとします。例えば、2社で1小間の出展はできません。  
2-4 感染症等の発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展者の出展または来場を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域域からの出展または来場においても、主催者の判断で関連書類の提出を求められる場合があります。

## [3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い]

3-1 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとして、出展申込書を出展者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を送信(電子メールまたは郵送による)した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「[会社案内][製品カタログ][登記事項証明書]等」主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお、展示会によっては別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みを保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他のすべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお、出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取次ぎを委託することができます。  
3-2 出展申込受理の後、主催者は出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ)に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を保持します。(出展者(広告代理店を含みません)が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。)  
3-3 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮(会期中途の打ち切りを含む、以下同じ)または延期する場合があります。中止の場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します(広告代理店を通じての申し込みの場合は広告代理店に返金します)。

- ①2025年5月31日(土)まで：出展料金の100%
- ②2025年6月1日(日)～30日(月)：出展料金の80%
- ③2025年7月1日(火)～7日(月)：出展料金の70%
- ④2025年7月8日(火)～9日(水)(搬入・設営期間)：出展料金の50%
- ⑤2025年7月10日(木)～11日(金)(会期中・撤出撤去期間)：出展料金の0%

なお、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらかじめ提示します。

## [4. 出展キャンセル]

4-1 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます)の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として主催者に請求金額の全額を支払わなければなりません。  
4-2 主催者が出展申込を受理した後は、キャンセル料が発生するものとします。  
4-3 キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

## [5. 展示スペースの割り当て]

5-1 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者による結果に従うものとして、小間位置抽選会がある展示会はそのルールに従って抽選を行い、その結果に従うものとします。  
5-2 出展者は、主催者が定めたまたは小間位置抽選会で決まった展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与等することはできません。  
5-3 主催者は、会場および所轄の警察署、消防署・保健所等による指導・命令または出展キャンセル等があった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

## [6. 各種書類の提出]

出展者は、「出展細則」提出書類の提出書類等主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込を受理しないことがあります。

## [7. 展示に関するルールの概要]

7-1 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービス等の出展や、小間内でそれらの社名等の掲出ができない場合もありますのでご注意ください。  
7-2 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービス等の出展内容に

変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

7-3 装飾・展示物等の搬入・搬出および展示方法等は、「出展細則」提出書類に規定され、出展者等はこれを守り守らなければなりません。

7-4 出展者等は、通路等自社小間内以外の場所での展示・宣伝・即売行為等を行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無等は主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演等、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演等が他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお、自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての煙火、煙、スモークマシン、ネオン管等の使用はできません。

7-6 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

7-7 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者等に対して迷惑の及ぼす行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為等)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して、出展者はその責を一切負います。

7-9 展示会場においては、主催者が認めた報道関係者や主催者が許可する場所を除き、写真・動画の撮影は禁止です。出展者は主催者に届け出た了承を得た後、自社ブースのみ写真や動画を撮影することができます。

7-10 出展者は展示会場内で酒類の販売や試飲提供はできません。ただし、展示物が酒類の場合に主催者までお問い合わせください。

7-11 その他、前各項のルールに違反する等、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者等から苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、または既に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することができます。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

## [8. 個人情報の取り扱い]

8-1 出展者は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体である来場者から「同意」を取らなければなりません。  
8-2 出展者は、来場者から取得した「個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。

8-3 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、出展者は一切の責を負いません。

8-4 主催者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。

8-5 出展者が自社ブースにおいて、来場者の参加記録に記載されたQRコードを専用端末を使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来場記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者は本展示会のシステムから来場者記録データを取得することができます。ただし、技術的な要因によりQRコードが読み取れなかった場合、および、読み取りデータが消失した場合などは、当該来場者の記録に失敗することがあります。

8-6 主催者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用して来場者記録の提供について説明しています。

## [9. 損害賠償責任]

9-1 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。  
9-2 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。  
9-3 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責任を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならぬものとします。  
9-4 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。  
9-5 主催者の責により本展示会が会期短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し損失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額(返金する出展料金を含む)は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

9-6 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-7 搬入期間を含む開催期間中、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者等との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

## [10. 反社会的勢力の排除]

10-1 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力(以下の①～⑩に掲げる者および団体を含む)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。

①無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者

②「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者

③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団員およびその関係団体ならびにこれらの構成員

④総務省、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の団体または個人

⑤暴力、威力、脅迫の言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」という)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

10-2 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金は返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。

## [11. その他]

11-1 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。

11-2 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することができます。その場合、主催者は出展者に対し、本展規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。